

～ 長崎県下全域に 特別警戒警報発令中です ～

令和3年1月6日 長崎県発表

◎ 特別警戒警報発令に伴う要請

- ① 県外との不要不急の往来を控え、県外へお出かけの際には、会食の機会を避けてください。
- ② 長崎市内での不要不急の外出を控え、人との接触を極力減らしてください。

◎不要不急の外出に当たらない事例

医療機関への通院、食料・衣料品など生活必需品の買い出し、通勤・通学(教育)、屋外での運動や散歩等

要請期間 : 1月7日(木)～1月17日(日)

◎ 引き続きのお願い

《県民の皆様へ》

- ① 健康管理に細心の注意を払い、発熱等の際は、直ちにかかりつけ医に電話でご相談ください。
- ② 無症状でも他に感染させるおそれがあることを自覚し、慎重に行動してください。
- ③ 高齢者等との面会は極力避けてください。

《事業者の皆様へ》

- ① お客様や従業員を守るためにも、感染防止と健康管理をこれまで以上に徹底してください。
- ② 在宅勤務・時差出勤やオンライン会議を積極的に実践してください。

《町民の皆様へ》

町民の皆様におかれましては、感染拡大地域への訪問は、改めてその必要性をご検討いただきますとともに、島外へお出かけの際は、マスクの着用、手指の消毒、3密の回避など、これまで以上に感染防止に努めていただきますようお願いいたします。

また、島外から戻られましたら、その後の健康管理に十分注意していただきますようお願いいたします。

県内で感染者が発生していないのは、当町だけとなりました。

自分自身の命と、周りの大切な人たちの命を守るため、「ウイルスを持ち込まない」、「蔓延させない」よう、引き続き慎重な行動へのご協力をお願いいたします。